

「令和8年度 潮陵中学校いじめ防止基本方針」

平成27年3月策定
平成29年3月一部改訂
平成31年3月一部改訂
令和2年3月一部改訂
令和3年4月一部改訂
令和6年4月一部改訂

- I いじめ問題に関する基本的な考え方
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
- IV いじめの早期解決のための取組
- V いじめ防止等のための組織の設置
- VI 重大事態への対応

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないようにする。

※「いじめ類似行為」（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項、令和2年12月25日公布）

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校歯基より、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければいけないものであり、「どの子どもにも、どの学校・学級においても起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、特に以下の点を踏まえ、迅速かつ適切に対応することが大切である。

「いじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な原則を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは決して認められない。また、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されない。

いじめられている子どもの立場に立ち、危機意識をもって親身な指導を行うこと

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常にもつ。また、いじめの件数が認知されない、もしくは少ないことのみをもって問題なしとしてはならない。

いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

いじめの問題解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任をもって徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が極めて重要である。

いじめの問題は、教師としての本質や在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度、その基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。

家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を確実に果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

3 いじめの実態

発見されやすいいじめ

金銭強要や傷害を加える暴行などの非行を含む問題行動によるいじめ

識別しにくいいじめ

あそび(プロレスごっこ、鬼ごっこ等)、からかい、無視、いたづら、ふざけなど、行動として識別しにくいいじめ

ネット上のいじめ

SNS、メールなどインターネットを介して実名やイニシャルで特定の人物を中傷する事例

4 いじめの構造

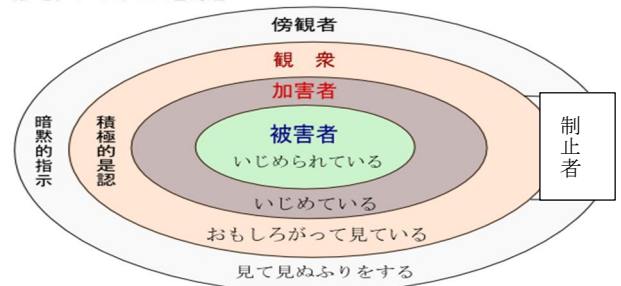
いじめの4層構造

- いじめられる生徒
- いじめる生徒
- 観衆 (はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)
- 傍観者 (見て見ない振りをする)

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。

「観衆」や「傍観者」が「制止者」になることで、いじめの拡大防止、早期発見につなげることができる。

(参考) いじめの四層構造



II いじめの未然防止

1 いじめの未然防止に向けた共通理解と学校体制の確立

いじめの未然防止のためには、いじめは決して許されないという共通認識に立ち、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて、校内研修や職員会議などを通して全教職員の知識と感性を高めていく。また、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないための教育相談体制や保護者との連携体制を確立する。

- いじめ問題の理解と対応マニュアルを作成する。
- いじめ問題に関する校内研修を実施する。
- 教育相談体制を構築する。
- 保護者と相談する機会として、学級懇談会や三者面談を活用する。

2 生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係をつくり上げていくためには、教職員は日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重し、その気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けることが重要である。また、生徒とともに活動する場面や見守る場面を多くし、生徒の些細な言動からでも生徒の状況を推し量る感性を高めていく。

- カウンセリング研修などの教育相談に関する校内研修を実施する。
- スクールカウンセラーとの連携を強化する。
- 教育相談体制を構築する。

3 人権を尊重し、豊かな人間性を育む

教育活動全体を通じて、他人を思いやる心を育むための道徳教育や生命尊重の精神、人権感覚を育むための教育を充実させる。また、体験活動などの推進により社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

- 地域ボランティア活動への積極的な参加を推進する。
- 地域と連携し中学校区のあいさつ運動を展開する。
- 年3回のスクールカウンセラー主導の「心のスキルアップ授業」を実施する。
- 「体育祭」や「小中合同文化祭」などを通し、地域住民や小学生との異年齢交流活動を継続する。
- 学期2回の「人権に関する授業実践」により計画的・系統的に人権教育を推進する。

4 生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄能力を育む

教育活動全体を通じて、全教職員が生徒に愛情をもって接し、生徒が「自分は認められ必要とされている」と感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていく。また、生徒の自主的、主体的な活動を推進していくことで判断力や自浄能力を高めていく。

- 「課題とまとめのある授業」を実践し、学習意欲の高揚と基礎学力の定着を図る。
- 自主学習の内容や取り組み方を支援し、励ましながら生徒の主体的な学習を推進する。
- 生徒会活動、学級活動、部活動などにおいて、生徒一人一人が役割を担い責任を果たす場を設定する。
- 生徒が主体となって、「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- 「スピーチ朝会」の実施により自己表現の機会を確保し、生徒同士が認め合って交流する場を設定する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決が困難になる。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で適切に関わり、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切である。

そのため、日ごろから生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つとともに教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

1 いじめのサインを受け取るために

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、教職員は日頃から生徒たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知する。

○休み時間や清掃時間・放課後など、生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。

○生活ノートの「毎日の記録」や一週間の振り返りなどを活用し、生徒の心情面・行動面の変化を把握する。

○定期的に（週1回）生徒の情報交換会を実施し、教職員間で生徒の情報共有に努める。

○毎月「月末アンケート」を実施するとともに、定期教育相談とは別に長期休業直前面談を行う。

2 教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な教育相談の実施や、生徒が希望するときに相談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにする。

○年間計画に教育相談週間を位置づけ、相談する時間を計画的に確保する。

○生徒の変化をみとり、チャンス相談を随時実施する。

○すべての生徒がスクールカウンセラーとの面談が行えるよう年度当初に計画を作成する。

○生徒及び保護者が気軽に相談しやすい関係を構築する。

3 アンケート調査による把握

学校生活アンケート調査(月末アンケート)を実施し、生徒の実態を客観的に把握する。実施方法や質問内容については、毎月、生徒指導部会で検討する。また、気になる回答・記述があった場合は、即、生徒指導主事に報告し、その日のうちに担任による面談を実施する。面談直後、生徒指導主事及び管理職に報告し、対応を協議する。面談記録は生徒指導部で保管する。

4 児童生徒の役割及び保護者の責務

- ・児童生徒は自他を尊重し、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自分がいじめをしないだけでなく、他のいじめ等を発見した場合、またはその疑いがあると思われた場合は、傍観せず、相談するように努める。また積極的に地域活動に参加、異学年交流を行い、社会性を身に付けるようにする。
- ・保護者は、子どもが安心して生活できる家庭環境を整え、基本的な生活習慣を身に付けさせるよう努める。また、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する生徒がいじめ等を行うことのないように、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うように努める。さらに、その保護する生徒がいじめを受けた場合は、適切に生徒をいじめから保護するとともに、いじめ等の事実に向き合い、解決に向かい協力するものとする。

IV いじめの早期解決のための取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要である。また、被害生徒を守りぬくとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。一方、家庭や教育委員会への連絡・相談、いじめの内容によっては警察への通報など関係機関と連携する必要がある。

教職員は平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、組織的な対応ができるよう体制

整備を行っていく。

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し組織で対処するために、全職員に周知し多方面からの確かつ迅速に対応する。さらに保護者の対応についても誠意をもち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全の確保

いじめの相談や通報に来た生徒から話を聞く場合は、時間や場所などに十分配慮する。それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後活動などにおいても教職員が見守る体制を整える。

「対策委員会」による対応と情報共有

発見・通報を受けた職員は一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「いじめ等対策委員会」で情報を共有し、問題解決のための方策を全職員の協力体制のもと検討する。

多方面からの情報収集による正確な事実把握

正確な事実把握のために、関係生徒や教職員・保護者などの第三者からも速やかに情報を収集し、事実確認等を行う。管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応する。事実確認を行う場合は、複数の職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等には十分に注意を払う。

関係する保護者への説明と教育委員会への連絡

事実確認の結果は、教育委員会に速やかに報告するとともに、関係する保護者に事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請する。

2 問題解決のための適切な指導と支援

事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握したうえで全教職員で対応方針や指導方針を検討し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行う。また、再びいじめを起ささないための集団づくりに取り組む。それらの内容を関係する保護者に指導方針や支援方法の具体策を提示し、再発防止への協力を要請する。

なお、生徒の生命・身体に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

いじめられた生徒や保護者への支援

【生徒に対して】

- ・いじめを受けたとされる生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめに該当するか否かについては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈しない。
- ・最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、不安を可能な限り除去し、心身の安全を保障する。
- ・生徒の意向に沿いながら、必要に応じて学校生活面での配慮・支援を行う。

【保護者に対して】

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。説明責任を果たす際は、家庭訪問を基本とし、推測に頼ることなく事実関係を正確に伝える。

- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連絡をとりながら解決に向かって取り組む。いったん解決した場合でも、継続して注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

【特別な配慮を要する場合】

- ・生徒または保護者が、いじめたとされる生徒への「聞き取り」「指導」について承諾しない場合は、その意向を尊重するが、徹底した経過観察や定期面談など、再発防止やいじめを受けた生徒の心のケアのための手立てを講ずる旨について本人及び保護者から応諾を得る。

いじめた生徒に対しての指導・支援、保護者への助言

【生徒に対して】

- ・「当該生徒が抱える問題」や、いじめとされる行為の背景にも目を向けて事実確認を行う。
- ・「いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為である」ことを理解させ、「自らの責任」を十分に理解させる。
- ・生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮し、加害、被害双方の生徒、保護者の理解の元に、いじめの状況に応じて出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとる。
- ・いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行う。

【保護者に対して】

- ・正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながらいじめが許されない行為であることを理解してもらい、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。
- ・同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢を共有する。

周りの生徒たちに対してのはたらきかけ

- ・いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする生徒に対しても、それがいじめに加担する行為であることを自覚させる。
- ・いじめを認識した際の、「仲裁者」または悩んでいる生徒の「理解者」の存在の重要性を理解させ、「いじめを見逃さない」「いじめを許さない」姿勢と実践力を身に付けさせる。
- ・必要に応じて学年・学校全体の問題として考え、「いじめを生まない」土壌づくりなど、再発防止へ向けた指導を行う。

経過観察と再発防止に向けた指導

- ・いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「いじめ等対策委員会」で課題の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行う。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取組や生徒指導体制を見直し、再構築していく。

3 いじめ対応の基本的な流れ

対応の流れ

- ① 情報を得た職員は、当該学級担任（学年主任）と生徒指導主事、教頭に報告する。
- ② 事実の把握に向けた会議を行う。
 - ・教頭の指導のもと、生徒指導主事と当該学年部職員で事実の把握を行う。
 - ・事実の正確な把握を目指し、「どの職員がどの生徒へ」「何について」等の聞き取り担当と聞き取り内容を

確認する。その際、可能な限り、「別室同時展開」による聞き取りを実施する。

③ 生徒からの事実の把握を行う。

- ・全体（全校、学年、学級）にアンケートなどで情報を求めるときは、情報を提供した生徒を「守る」ということと「学校をみんなの手で良くしたい」ということを確実に伝える。
- ・情報入手後には、その結果と感謝の言葉を生徒に返す。
- ・聞き取る基本項目は「いつ、どこで、誰が、どのように、何をした」とする。
- ・この段階では、事実の把握が中心であり、指導に力点は置かない。

④ 事実に基づきながら、問題の解決に向けた会議を行う。

- ・生徒指導主事と当該学年部職員が把握した事実を校長と教頭に報告する。
- ・対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、当該学年部職員と必要に応じて該当生徒の支援・指導に関わりが深い職員の参加によって実施する。

⑤ 生徒に解決への支援・指導を行う。

- ・被害生徒、保護者への誠意ある対応と同時に、加害生徒、保護者への対応も丁寧に行う。

⑥経過・結果を、保護者、職員へ報告する。

⑦継続指導と経過観察を行う。⑧再発防止や予防的活動（職員に報告、見回りなど）を行う。

※問題発生時の初期やその後、生徒指導主事と当該学年部職員は、校長と教頭に内容を報告し、指示をあおぐ。

問題発生⇒情報を得た職員⇒担任・学年主任⇒

会議①（事実の把握に向けて）→教頭（校長）
生徒指導主事，学年主任，学級担任，（学年生徒指導担当），
情報に詳しい職員

⇒生徒へ事実確認⇒

会議②（問題の解決に向けて）→教頭（校長）
生徒指導主事，学年主任，学級担任，学年生徒指導担当，情報に詳しい職員

⇒生徒に解決への指導・支援⇒継続指導・経過観察⇒再発防止・予防的活動

V いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが必要である。

このことから、いじめ問題への組織的な取組を推進し、共有された情報から組織的に的確に判断するための組織を構成する。この組織が中心となって、教職員全員で総合的ないじめ対策を実施する。

1 「生徒指導部会（いじめ対策委員会）」の構成

○定例開催（毎週1回開催）

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、学級担任、養護教諭

○緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該学級担任 ※ほか事案により必要な職員

2 「適応支援部会（不登校対策委員会）」の構成

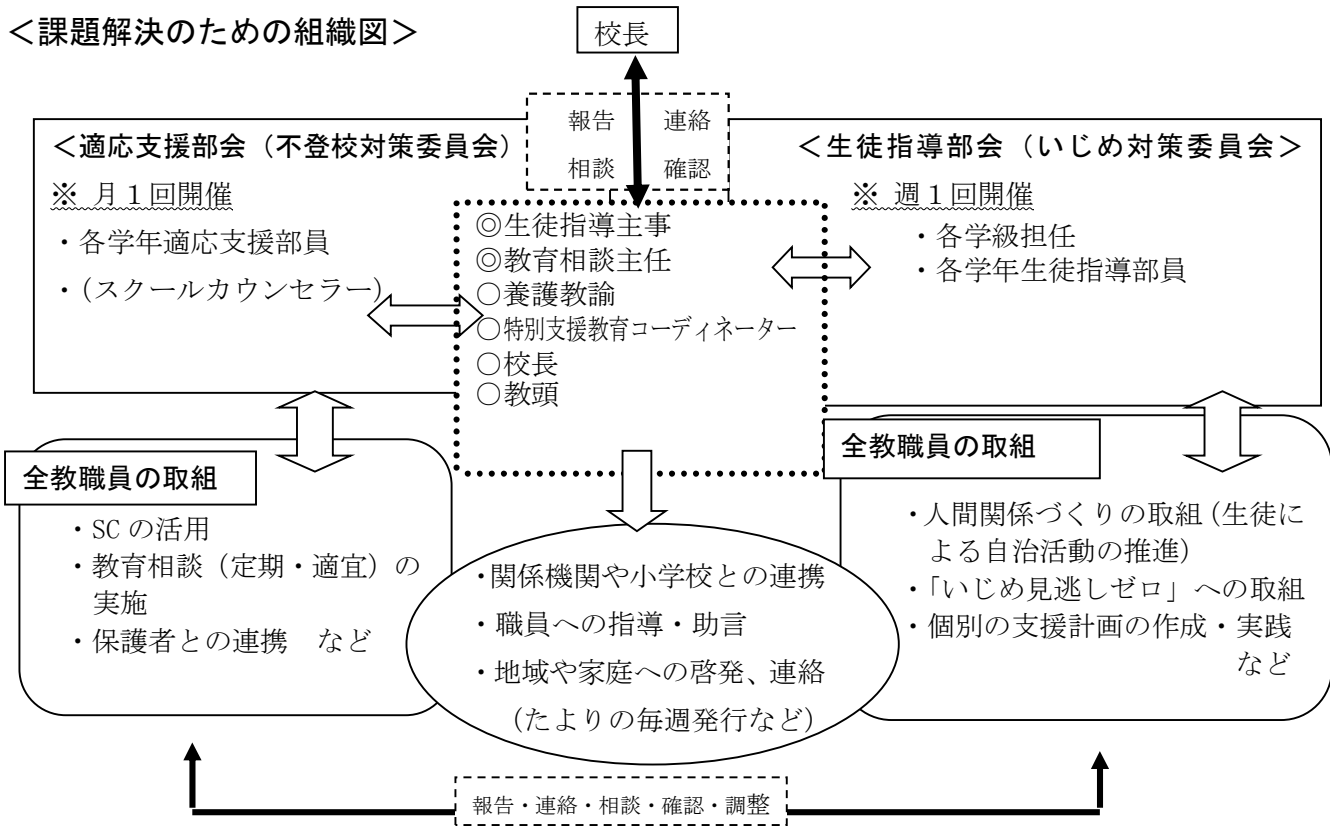
○定例開催（毎週1回開催）

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

○緊急開催

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係機

<課題解決のための組織図>



VI 重大事態への対応

1 想定される重大事態

生徒がいじめを受けたことにより、

- 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。

2 重大事態発生時の対応

学校が調査主体となった場合

- ① 組織による調査体制を整える。（校内設置のいじめ対策委員会の活用）
- ② 情報を収集し、事実を整理する。
- ③ いじめの概要について教育委員会に報告する。
- ④ 教育委員会からの学校への指導・支援を受け、必要な措置をとる。

学校の設置者が調査主体となった場合

- ① 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

別紙 いじめ防止等のための年間計画

月	学活・学級優先日	専門委員会・部活	行事・地域貢献	職員の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き、集団作り ○年間の目標と計画づくり ○学期の目標づくり ○体育祭への決意 ○月末アンケート(月1回通年) <p>(所属感の醸成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会入会式 ○専門委員会(月1回通年) ○部活動集会 ○地区集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○新任式、始業式、入学式 ○交通安全教室 ○各種検診 ○避難訓練(火災想定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止基本方針」「生徒指導の大綱」の検討と共通理解 ○生徒指導部会(週1回通年:情報交換、特別支援校内委員会等) ○教育相談
5	<ul style="list-style-type: none"> ○係、当番、委員会活動の推進 <p>(連帯感の醸成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒総会 ○体育祭討論会 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域お宝巡り(1, 2年) ○小中合同あいさつ運動 ○体育祭 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭準備 ○定期考査 ○進路説明会 <p>(自己理解の力の育成)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○地域お宝巡り(1年) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の振り返り ○夏休み <p>(自己理解の力の育成)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○高校説明会(3年) ○上級学校訪問(3年) ○職場体験学習(2年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価(前期) ○保護者懇談会
8	<ul style="list-style-type: none"> ○学期の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭練習 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域での活動の充実 ○「夢盆」ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価(前期)のまとめ
9	<p>(他者理解の力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭 ○各種新人大会に向けて ○生徒会朝会 	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行(3年) ○小中合同あいさつ運動 ○保小中合同避難訓練 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭・鮭の活動に向け「役割意識・連帯感」活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭準備活動 ○生徒会朝会 	<ul style="list-style-type: none"> ○魚の森づくり活動 ○小中合同文化祭 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○文化祭・鮭の振り返り <p>(関係調整の力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○生徒会朝会 	<ul style="list-style-type: none"> ○「収穫祭」ボランティア ○鮭の捕獲・加工体験 ○進路説明会(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権に関する授業実践
12	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒会役員選挙 ○生徒会レクリエーション 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価(後期) ○保護者懇談会
1	<ul style="list-style-type: none"> ○学期の目標づくり <p>(意思決定の力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○次年度に向けて組織の引継準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○スキー教室(1・2年) ○避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価(後期)のまとめ ○教育相談
2	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業、進級に向けて <p>(自主自立の力の育成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒総会 ○卒業、進級に向けた取組 ○生徒会朝会 	<ul style="list-style-type: none"> ○新入生説明会 ○「馬」ボランティア 	<ul style="list-style-type: none"> ○新入生説明会 ○人権に関する授業実践
3	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の振り返り 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の振り返り ○入学式に向けた準備活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ○新入生情報交換 ○新年度体制づくり

**新年度行事予定
 が確定次第、書き直しをして起案してください。**